

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第204回国会】令和3年5月11日（火）、第8回の委員会が開かれました。

- 1 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）
消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者の利益の一層の擁護及び増進を図るための消費者契約法等の一部を改正する法律案（川内博史君外10名提出、衆法第15号）
- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。
- （参考人）東北大学・東京大学名誉教授
青山学院大学客員教授 河上正二君
弁護士
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員 石戸谷豊君
弁護士
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員 池本誠司君
公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長 増田悦子君
- （質疑者）武村展英君（自民）、串田誠一君（維新）、尾辻かな子君（立民）、古屋範子君（公明）、畑野君枝君（共産）、井上一徳君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

武村展英君（自民）

- （1） 政府提出法律案に対する河上参考人の評価
- （2） 預託法の改正
 - ア 自由な経済活動という観点から販売預託商法を原則禁止とすることの問題点についての河上参考人の見解
 - イ 日本弁護士連合会が提言してきた内容を踏まえて、預託法の抜本改正についての石戸谷参考人の評価
- （3） 改正により送りつけ商法の消費者被害が軽減されるかについての増田参考人の見解
- （4） 契約書面等の電子化
 - ア 契約書面等の電子化を可能とすることに対する河上参考人の見解
 - イ 特定継続的役務提供以外の取引類型においても、契約書面等の電子化を可能としていることについての河上参考人の見解
 - ウ 書面交付が紙に限定されることが消費者の選択を狭めるとの考えに対する池本参考人の見解

串田誠一君（維新）

- （1） 文字の大きさなどの外形から、消費者が真意により契約書面等の電子化を選択したのではないと認定することについての河上参考人の見解
- （2） 消費者庁による破産申立制度
 - ア 同制度を創設した場合の利点や注意点についての石戸谷参考人の見解
 - イ 債権者が申立てしやすいように予納金を見直すことについての石戸谷参考人及び池本参考人の見解
- （3） 送りつけ商法自体を禁止することについての池本参考人及び増田参考人の見解

尾辻かな子君（立民）

- (1) 契約書面等の電子化
 - ア 池本参考人が消費者の承諾は消費者被害の歯止めにならないと指摘した理由
 - イ 消費者庁が答弁で示している承諾の方法に対する池本参考人の見解
 - ウ オンラインの特定継続的役務提供に限り、契約書面等の電子化を認めることについての池本参考人の見解
 - エ 契約書面等の電子化について、明示的な承諾があれば消費者被害の歯止めになるかについての石戸谷参考人の見解
- (2) クーリング・オフを電子メールによって通知した場合における効力発生時期を法律に明文化する必要性についての池本参考人の見解
- (3) 政府提出法律案につながる報告書を座長として取りまとめた河上参考人に対し、当該報告書を取りまとめた検討会において契約書面等の電子化が議論されたかについての確認
- (4) 未成年者取消権に代わるものが現在の消費者契約法で担保できているかについての河上参考人の見解及びつけ込み型勧誘の包括的取消権が盛り込まれている衆法に対する河上参考人の評価

古屋範子君（公明）

- (1) 預託法の改正
 - ア 販売預託取引の原則禁止の意義、政府提出法律案の成立の必要性及び法施行前にやらなければならないことについての河上参考人の見解
 - イ 販売預託取引を例外的に認める確認制度を厳正に行う必要性についての石戸谷参考人の見解
- (2) 事業者が消費者に対して送りつけた商品を返還請求できない規定の整備の意義及び課題についての河上参考人の見解
- (3) 詐欺的な定期購入商法に係る消費者被害の防止のための政府提出法律案の有効性及び意義についての増田参考人の見解
- (4) 成年年齢の引下げや高齢社会の進展に伴い脆弱な消費者が増大する中での消費者教育の重要性についての増田参考人の見解
- (5) 契約書面等の電子交付の際の消費者からの承諾の取り方及び今後の政省令の策定の在り方についての河上参考人の見解

畑野君枝君（共産）

- (1) 特定商取引法が規制する取引の特殊性についての増田参考人の見解
- (2) 紙の契約書面の交付により家族等の見守り活動が機能して消費者被害を防ぐことのできた事例についての増田参考人への確認
- (3) 契約書面等の電子交付の際に消費者の真意に基づく同意を得ることができない懸念についての増田参考人の見解
- (4) 判断力を有する消費者がオンライン上ではITリテラシーが不十分であるがゆえに脆弱な消費者となる事例についての増田参考人への確認
- (5) 特定商取引法の取引類型では事業者が積極的に勧めれば契約書面等の電子交付が原則となってしまう懸念についての池本参考人の見解
- (6) 契約の承諾と契約書面等の電子交付の承諾が不可分一体であるとの池本参考人の発言の趣旨
- (7) 契約書面等の電子化が導入された場合の危惧についての石戸谷参考人の見解
- (8) 契約書面等の安易な電子化は危険であり、消費者の実質的な同意が重要であるとの河上参考人の発言の趣旨

井上一徳君（国民）

- (1) 契約書面等の電子化
 - ア 契約書面等の電子化の導入に関してオンラインによる英会話指導契約等の取引類型に絞って限定的に導入することについての増田参考人の見解
 - イ 委員長として携わった特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会で議論がなかった契約書面等の電子化の導入についての河上参考人の見解
- (2) 送りつけられた商品の所有権が消費者に移転したと整理する必要性についての河上参考人、石戸谷参考人及び池本参考人の見解
- (3) クーリング・オフを電子メールによって通知した場合における効力発生時期を法律に明文化する必要性についての河上参考人及び石戸谷参考人の見解